

(様式1)

(公 印 省 略)

三教施第 191 号

令和7年 1 月 27日

文部科学大臣 殿

三木市長 仲 田 一 彦

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

三木市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

(担当)

三木市教育委員会教育施設課 中川友子

電話：0794-82-2000

E-mail:kyoikushisetsu@city.miki.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

緑が丘東小学校については、建築後40年以上経過し建物やライフラインの劣化が進んでいるため、屋上や外壁等の耐久性を高めるとともに、高圧電気設備の改修やLED照明への更新、トイレの洋式化などの設備改修や、多様な学習形態による活動が可能となるような多目的室の改修などの長寿命化改良工事を行う。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

三木小学校、広野小学校の照明器具について、屋内運動場をLED化する整備工事を行う。

小学校7校(三樹小、別所小、緑が丘小、自由が丘小、緑が丘東小、広野小、自由が丘東小)、中学校6校(三木中、別所中、緑が丘中、自由が丘中、三木東中、吉川中)、三木特別支援学校の校門について、オートロックシステム等を整備し、不審者の学校侵入防止対策を強化する改修工事を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		13 校
中学校		6 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		2 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	4 箇所
	共同調理場	6 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	4 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	H31.3.31
国土強靱化地域計画※2	有	R3.3.25

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画に当たり、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、適切に目標の達成度合いを計測し、評価結果を市のホームページ等で公表します。</p>
